別記様式第17号（第13条第３項関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

**開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書**

**（特定個人情報開示請求用）**

（開示請求者）　　　　　殿

国立大学法人豊橋技術科学大学長

　　年　　月　　日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第１項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

１　対象となる保有個人情報の名称

２　免除が認められない理由等

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人豊橋技術科学大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。)。

　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人豊橋技術科学大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

＊不明な点がある場合は、情報公開室(TEL　0532-44-6504　)にご連絡ください。